

勝央町認定地域クラブ活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校部活動の地域展開に伴い、勝央町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した地域クラブの円滑な運営及び持続可能な活動体制の構築を図るため、予算の範囲内において勝央町認定地域クラブ活動支援交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、勝央町補助金等交付規則(平成24年規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ スポーツ及び文化活動の地域展開に伴い、教育委員会に認定されたスポーツ又は文化活動を行う団体をいう。
- (2) 所属参加者 認定地域クラブに会員登録している者のうち、勝央町内に住所を有する小学校第1学年から高等学校第3学年までの児童又は生徒をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 競技単位又は文化活動単位の認定地域クラブであること。
- (2) 所属参加者のうち中学生の数が1人以上であること。
- (3) 国、岡山県又は他の公的機関から、交付金の人数割額に係る対象経費と同一の経費に係る補助金、委託金等の交付を直接受けていないこと。
- (4) 勝央町スポーツ少年団等、他の公的な登録団体として重複して活動する場合において、同一の活動日における同一の経費(指導者謝金、施設利用料等)について、重複して他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 交付金の交付を受けようとする年度において、所属参加者を対象とした

活動を年間12日以上(ただし、年度の途中で認定を受けた団体については、認定された日の属する月から当該年度の末日までの月数に1を乗じて得た日数以上)の活動計画を有し、かつ、適切に実施できると認められる団体であること。

(交付金の構成及び人数割対象経費)

第4条 交付金は、クラブ基本額及び人数割額により構成する。

- 2 クラブ基本額は、認定地域クラブの円滑な運営及び活動環境の整備を支援するため、定額により交付する。
- 3 人数割額の対象となる経費(以下「人数割対象経費」という。)は、当該年度に要した認定地域クラブの活動に係る経費であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 別表に定める経費
 - (2) その他教育委員会が必要と認める経費

(交付金の額等)

第5条 交付金の額は、次項に定めるクラブ基本額及び第4項に定める人数割額の算定による確定額との合計額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 クラブ基本額は、次条第1項第3号に規定する活動計画書における当該年度の総活動予定日数に応じて、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、年度の途中で認定を受けた認定地域クラブにおける次項の規定の適用については、当該各号に定める日数に、認定された日の属する月から当該年度の末日までの月数を12で除して得た割合を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数を生じたときは、これを切り上げた日数)をもって当該各号の日数とする。
 - (1) 年間の総活動予定日数が70日以上である認定地域クラブ 50,000円
 - (2) 年間の総活動予定日数が70日未満である認定地域クラブ 30,000円
- 3 前項の規定により算定されたクラブ基本額は、定額給付とし、領収書等の

提出は要しない。ただし、事業実施期間中における天災その他不可抗力による活動日数の減少を除き、実際の活動日数が同項第1号の区分を下回った場合は、教育委員会は、差額の返還を命ずることができる。

- 4 人数割額は、所属参加者の人数に5,000円を乗じて得た額を上限とする。
- 5 前項における所属参加者の人数は、交付金の交付申請を行う日の属する月の初日における人数とする。
- 6 第4項の規定により算定された上限額は、事業実施期間中に所属参加者の人数に変動が生じた場合であっても変更しない。ただし、所属参加者の全員の退会その他事業の実施状況に著しい変更が生じ、交付金の交付目的を達成できないと教育委員会が認める場合又は所属参加者の人数が申請当初より2割以上増加した場合は、この限りでない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、交付金の交付を受けようとする年度の1月1日以降に申請された人数割額の上限額については、第1項から第3項までの規定により算出した額に、申請日の属する月から当該年度の末日までの月数を12で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする認定地域クラブは、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 役員・指導者名簿(様式第2号)
 - (2) 会員(生徒)名簿(様式第3号)
 - (3) 活動計画書(様式第4号)
 - (4) 収支予算書(様式第5号)
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 交付金の申請は、1年度につき1回までとする。
 - 3 第1項第1号から第3号までに掲げる書類については、勝央町認定地域クラブ

活動の認定に関する要綱(令和8年勝央町教委告示第2号)第3条第2項の規定により提出した書類と同様の内容である場合は、提出時と変更がない場合に限る、その添付を省略することができる。

(交付決定等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査して交付金の交付又は不交付を決定し、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により、当該認定地域クラブに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた認定地域クラブは、交付決定を受けた日の属する年度の末日又は当該年度の活動が終了した日から起算して30日を経過する日のいずれか早い期日までに、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 月別活動報告書(様式第8号)
- (2) 指導者謝金支払証明書(様式第9号)
- (3) 参加者別納付状況確認書(様式第10号)
- (4) 収支決算書(様式第11号)
- (5) 人数割対象経費の内容を明らかにした領収書等をまとめた内訳書
- (6) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第9条 教育委員会は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査して交付金の額を確定し、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金確定通知書(様式第12号)により当該認定地域クラブに通知するものとする。

2 交付金の額の確定は、第5条第2項に定めるクラブ基本額に、前条に規定する実績報告書に添付された人数割対象経費の実費総額(第5条第4項に定める

人数割額の上限額を限度とする。)を加算して行うものとする。

(交付金の請求、概算払等)

第10条 前条の規定による交付金の額の確定を受けた認定地域クラブは、交付金の交付を受けようとするときは、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金交付(概算払)請求書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、第7条の規定による交付決定を行ったときは、認定地域クラブからの請求に基づき、第5条第2項に定めるクラブ基本額の全額(50,000円又は30,000円)を、概算払により速やかに交付するものとする。

3 教育委員会は、前項に定めるもののほか、活動の円滑な執行のために必要と認められる場合は、第7条の規定により交付決定した人数割額の上限額の8割を限度として、概算払により交付することができる。ただし、団体の設立初期等において資金の確保が特に困難であると教育委員会が認める場合は、人数割額の全額を限度として概算払により交付することができる。

4 概算払により交付された交付金の額が確定した交付金の額を超えるときは、認定地域クラブは、教育委員会が指示する期間内にその超過額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第11条 教育委員会は、交付決定を受けた認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金を他の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。

(3) 認定地域クラブの認定基準に違反し、その認定が取り消されたとき。

(4) その他教育委員会が交付金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期

限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消したとき、又は前項の規定により交付金の返還を命ずるときは、勝央町認定地域クラブ活動支援交付金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第14号)により当該認定地域クラブに通知するものとする。

(優遇措置等の重複適用の禁止)

第12条 認定地域クラブが勝央町スポーツ少年団に重複して登録している場合又は勝央町スポーツ少年団に登録されているチームが認定地域クラブの認定を受けている場合における、町内の社会体育施設等の利用に係る優先予約、使用料の減免その他の優遇措置(以下「優遇措置等」という。)の適用については、いずれか一方の団体としての措置のみを受けることができるものとし、双方の優遇措置等を重複して適用することはできない。

- 2 前項の団体は、交付金の申請又は施設の利用申請に当たり、いずれの団体としての優遇措置等の適用を受けるか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行する。

(勝央町学校部活動地域連携促進事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 勝央町学校部活動地域連携促進事業補助金交付要綱(令和7年勝央町教委告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に、前条の規定による廃止前の勝央町学校部活動地域連携促進事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」

という。)の規定に基づき行われた申請、交付決定その他の手続(令和8年度の予算に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

第4条 施行日前に旧要綱の規定に基づき交付された補助金の精算、返還等に関する手続については、旧要綱の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

経費の種別	人数割対象経費の内容及び制限(注釈)
指導者謝金	指導者1人につき1時間当たり1,600円を上限とする。 1日の支給対象時間は、平日は2時間、休日は3時間を限度とする。 ただし、公式大会への引率、遠征等で臨時に時間を延長する場合は、1日につき6時間を上限として支給することができる。 ※謝金は、所属参加者が1人以上参加して行われた指導時間に限る。
備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続して使用できるもの)の購入に必要な経費。実績報告時には、当該品の見積書、納品書及び領収書を提出すること。
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費。実績報告時には、見積書、カタログ又は価格一覧表、料金表等の積算根拠資料及び領収書を提出すること。
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具、バス、会場等のリース・レンタルに要する経費。実績報告時には、見積書、カタログ又は価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、請求書及び領収書を提出すること。
保険料	指導者や参加者に係る保険料。実績報告時には、見積書、価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、領収書及び申込書を提出すること。
その他教育委員会 が認定地域クラブ	前各項に掲げるもののほか、旅費、通信運搬、印刷製本、会議費等、教育委員会がクラブの運営に必要と認める経費

の運営又は活動に 直接必要であると 認める経費	
-------------------------------	--